

食 第 129 号
令和2年5月14日

各生活衛生同業組合理事長 殿



山形県防災くらし安心部長
須 藤 勇 司

企業等に対する感染防止対策の徹底について（依頼）

日ごろ、県の衛生行政に多大な御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

山形県における新型コロナウイルス感染者は、5月5日以降、新たな感染者が確認されない日が続いております。これは、営業自粛などこれまでに前例のない対策に対し、関係団体の皆様から御理解と御協力をいただいたことによるものであり、改めて心から感謝申し上げます。

本日、政府は、緊急事態宣言の対象区域を全都道府県から「特定警戒都道府県」である8都道府県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県）に変更いたしました。県といたしましては、今後は、感染防止と産業経済活動を両立させていくことが重要と考えております。

このため、山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部では、5月15日以降、別添のとおり、企業等に対して感染防止対策の徹底をお願いすることといたしました。

貴組合におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を阻止するという趣旨を踏まえ、貴組合員への周知について御協力賜りますようよろしくお願ひいたします。

令和2年5月14日
山形県新型コロナウイルス
感染症に係る危機対策本部

関係事業者様

山形県
新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
本部長 吉村 美栄子

企業等に対する感染防止対策の徹底について（依頼）

山形県における新型コロナウイルス感染者は、5月5日以降、新たな感染者が確認されない日が続いております。これは、関係事業者の皆様から御理解と御協力をいただいたことによるものであり、改めて心から感謝申し上げます。

本日、政府による緊急事態宣言の対象区域が変更されました。本県は、対象区域に入つておらず、今後、感染防止と産業経済活動を両立させていくことが重要と考えております。

つきましては、5月15日以降、各業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」を踏まえるとともに、下記を例に、感染防止のための取組みを適切に行うようお願い申し上げます。

なお、接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス等のこれまでにクラスターが発生した施設や、「三つの密」がある施設等においては、上記ガイドラインが策定されるまでの間は、別添資料を参考に、換気や消毒、入場制限をはじめとする人ととの距離を確保する措置などの感染防止策を徹底されるようお願い申し上げます。

記

- マスクを着用していない客と直接接する理美容業や飲食業等の従業員については、マスクと目の防護具（フェイスガード等）の装着や消毒を実施すること
- 飲食店においては、間仕切りを活用すること、真正面の席を避けること、座席の間隔を空けること（1m、できれば2m）や、個室など定員が決まっているスペースについて定員人数の半分を利用すること

以上